

# 令和6年度(2024年度) 函館市地域包括支援センター 運営方針について

函館市保健福祉部  
地域包括ケア推進課

# 運営方針とは

- ・包括的支援事業を法人等に委託する場合、市町村は、包括的支援事業の実施に係る方針を委託先に示さなければならない。  
(介護保険法第115条の47第1項)
- ・市町村の地域包括ケアシステムの構築方針、関係者とのネットワーク構築の方針、地域ケア会議の運営方針、市町村との連携方針、公正・中立性確保の方針、その他地域の実情に応じて運営協議会が必要であると判断した方針等を記載する。

# 函館市の現状

( 1 ) 高齢者のみ世帯の増加

⇒本人が“支援を求めたり、家族が“異変に気づくことができず、早期の相談につながらないことがある。

( 2 ) 地域における互助力の低下

⇒地域での見守りや支援が受けられにくい現状がある。

孤立する可能性が高い高齢者の増加

( 3 ) 問題が複雑化したケースの増加

⇒早期に適切な支援が受けられていないケースがある。

**高齢者等が必要な時に支援が受けられる地域づくりが必要**

# 重要課題と重点取組事項

地域で生活する人々が高齢者を見守るとともに、誰かが異変に気づいたら  
相談できる地域づくりを行う

- (1) 高齢者と関わりが少ない機関への地域包括支援センターの周知の強化
- (2) 高齢者虐待防止に関する啓発の強化
- (3) 地域住民に対する認知症の正しい理解と地域の見守りについての普及啓発
- (4) 住民主体の助け合い活動に参加する高齢者を増やすための意識醸成

# 高齢者と関わりが少ない機関への 地域包括支援センターの周知の強化

- ・令和5年度（2023年度）は、クリニックとの連携を強化する取り組みを行った。
- ・高齢者との関わりが多いと考えられる医療機関や関係機関に対して周知を強化したことで相談がセンターに入り、早期の介入に結びついている。

今後は、高齢者等と関わりが少ない機関（民間企業、学校、障がい者（児）関係機関等）に対し、センターについての周知を強化することで、高齢者と関わりが少ない機関からの相談が増加し、センターが早期に介入できる高齢者が増加する。

# 高齢者と関わりが少ない機関への 地域包括支援センターの周知の強化

## 【主な活動内容】

- ・ 高齢者と関わりが少ない機関に広報紙を配布することで、センターの認知度を高める。
- ・ 地域課題を検討する地域ケア会議に関係機関以外の支援者になりうる人を参集し、地域の高齢者が抱える問題や地域における見守りの重要性について共有する。
- ・ 民間企業や学校への講師派遣および認知症サポーター養成講座の場を活用し周知を行う。

# 高齢者虐待防止に関する啓発の強化

- ・地域の支援者からの相談や地域住民への相談の促しがきっかけとなり、センターの介入が可能になるケースが多い。
- ・令和5年度は、高齢者虐待の対象者数が増加

高齢者の身近にいる人々や相談を受けやすい関係機関に対し、高齢者虐待防止に関する啓発を行うことで、高齢者等の異変に気付いた支援者からの相談のタイミングが早くなり、センターが早期に介入することができる。

# 高齢者虐待防止に関する啓発の強化

## 【主な活動内容】

- ・広報紙や講師派遣の場を利用し、高齢者虐待防止に関する啓発を行う。
- ・個別事例の支援時や懇談時、地域の支援者とセンター職員が面談する際には、気になる高齢者がいないか声掛けを行う。
- ・地域密着型運営推進会議の場を活用し、気になる高齢者等の情報収集を行う。

# 地域住民に対する認知症の正しい理解と 地域の見守りについての普及啓発

- ・認知症の正しい理解と地域の見守りについての普及啓発の取り組みが求められている。
- ・広報紙等による周知、認知症カフェの開催、出前講座に取り組んでいる。

認知症の人の理解者・協力者が増えるよう、認知症の正しい理解および地域の見守りの重要性についての普及啓発を強化する。

# 地域住民に対する認知症の正しい理解と 地域の見守りについての普及啓発

## 【主な活動内容】

- ・ 地域住民に対し、広報紙やリーフレットの配布、出前講座や認知症サポーター養成講座、認知症カフェの開催により、認知症および地域の見守りについての周知を行う。
- ・ 総合相談や介護予防ケアマネジメントにおける個別支援時および地域住民に対する普及啓発の実施時に、知ってあんしん認知症ガイドブック（函館市認知症ケアパス）を積極的に活用する。
- ・ 個別ケースを検討する地域ケア会議および地域課題を検討する地域ケア会議において、認知症の方への支援および地域での見守り体制の構築方法について検討する。

# 住民主体の助け合い活動に参加する高齢者を 増やすための意識醸成

- ・健康づくり教室の自主化等を通し、住民主体活動の場の拡充を進めてきた結果、自主活動グループ数が増加するなどの効果があった。
- ・一方、既存の活動の場では、新規の参加者が少なくなり、グループ人数が縮小している。
- ・学校との連携や福祉拠点として行っている地域活動の取り組みを通じて、高齢者が地域と繋がってきていると感じているセンターもある。
- ・社会参加に意欲がある高齢者を活動の場へつなげる支援を継続する必要がある。

**高齢者に社会参加や住民主体の助け合い活動についての意識醸成を行うことで、活動に参加する高齢者数が増加する。**

# 住民主体の助け合い活動に参加する高齢者を 増やすための意識醸成

## 【主な活動内容】

- ・ 地域住民に対し、広報紙やリーフレットの配布、出前講座の開催により、社会参加や住民主体の助け合い活動の重要性についての周知を行う。
- ・ セルフマネジメント支援を通して、自主活動グループ等の紹介やマッチングを行う。
- ・ 自主活動グループへの後方支援を通して、参加者に対し意識づけを行う。
- ・ 第1層生活支援コーディネーターと連携し、社会参加や助け合い活動の促進のための仕組みづくりの検討を行う。
- ・ 第2層生活支援コーディネーターとして、社会参加の意欲がある高齢者を既存の住民主体の助け合い活動の場へつなげる支援を行う。

# ご意見をいただきたいこと

- ① 地域包括ケアシステムの運営方針は（案）のとおりでよいか
- ② 重点取組事項は（案）のとおりでよいか
- ③ 重点取組事項の【活動目標】（太枠内）を達成するため、【活動内容】に追加した方がよい取組はないか。